

## 小規模企業等振興資金融資制度の運用について

小規模企業等振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び小規模企業等振興資金融資制度要綱事務処理細則（以下「細則」という。）については、下記により運用するものとする。

### 記

#### 1 協調資金

##### (1) 預託時期

協調資金の預託は、原則として当初予算に係る預託の場合は当該年度の 4 月末日までに行うこと。  
補正予算に係る預託の場合は、予算成立後、すみやかに行うこと。

ただし、事情により預託時期が遅れる場合は、事前に取扱金融機関の了解を得ること。

##### (2) 預託期間

預託期間は要綱上「1 年以内」であるが、原則としては 1 年が適当である。この場合の預託期間は預託開始日から翌年の応当日までを 1 年として計算する。

ただし、事情により 1 年に満たない場合は協調市町村において事前に取扱金融機関の了解を得ること。

##### (3) 契約の締結等

協調市町村と取扱金融機関との間に交わされる契約書又は覚書は、本制度実施についての両者間の基本的な合意文書であるから慎重な取扱いをすること。

なお、契約書等は様式 1～4 を参考書式として処理するものとし、取扱金融機関の記名押印は、正当な代表者又はその代理権を有する者を当事者として行い、銀行名等の表示は単に「〇〇銀行」とせず「株式会社〇〇銀行」というように正確に表示すること。

#### 2 取扱金融機関

(1) 取扱金融機関の選定は、基本的には利用商工業者の便宜を考慮して決定すべきものであるが、単に利用商工業者の便益ということだけから安易に拡大すべきものではなく、預託原資の量、取扱いを希望する金融機関の信用保証実績、店舗数、熱意なども考慮して慎重に選定すること。

(2) 金融機関が新規に制度の取扱いを希望してきた場合は、様式 10 により県と協調市町村との協議を行うこととし、指定については、店舗別指定（名古屋市内は金融機関ごとの指定）を原則とするものとする。

(3) 既に市町村又は愛知県信用保証協会と取扱いについて覚書を締結している金融機関が同一市町村区域内に店舗を新設し、制度の取扱いを希望してきた場合は、特別の理由がなければ原則として覚書を変更のうえ開設時から取扱わせることができる。

ただし、県、市町村資金の預託は次期配分時とする。

(4) 上記(3)の場合の事務手続は次によるものとする。

ア 金融機関（代表者又は既覚書締結店の長）は市町村長あてに要望書（様式 7）を提出する。

イ 市町村長は、制度取扱いについて承諾する旨の通知（様式 8）をするとともに、既覚書が当該金

融機関の店舗と個々に締結している場合は、様式5により、また、当該金融機関の本店（又は市町村内母店）と一括締結している場合は、様式6により改訂覚書を締結する。

ウ 市町村は、前記要望書及び承諾書の写しを添付して、県及び愛知県信用保証協会へ報告書（様式9）を送付する。

### 3 融資枠

融資枠は要綱に規定する取扱金融機関の協調倍率（2.0倍）の上限を定めたものではないので、取扱金融機関の自主的配慮又は取扱金融機関との協議によって2.0倍を超える融資を行うことは差支えないものとする。

ただし、融資実績が2.0倍を著しく超過する場合は、基本的には協調倍率が預託原資の2.0倍を基準としていることから信義則上県及び市町村においては、一定の予算措置をする必要がある。

### 4 融資対象

対象業種は、愛知県信用保証協会の付保対象業種と同一とする。

本制度はいわゆる「社会保障的融資」、「救済的融資」とは異なり、商工業者が市中金融ベースに乗れるよう援助し、更には自力で市中金融ベースに乗れるまで育成することを主目的としているので、申込者が要綱で定める形式的融資対象に該当する場合であっても計画的な経営態度をもたず、返済能力のないものは融資対象とならない。

#### (1) 常時使用する従業員

ア 「常時使用する従業員」にいう常時であるか否かの判断は、その企業の年間を通じての営業日数の相当部分（概ね半数以上）について就労しているかどうかで判断する。

イ 「常時使用する従業員」には、事業主と生計を一にしている三親等以内の親族は含まない。

ウ 従業員の数は本支店等（県外を含む。）を合計したものとする。

エ 会社の役員は、会社との関係では雇用関係に立たないので、「常時使用する従業員」の範ちゅうには含まれない。

#### (2) 営業実績

ア 事業開始の時期は、原則として売上げが発生したときをいう（法人の場合は設立登記の完了が前提）。

イ 個人経営から会社経営に移行した場合は、同一の業種に属する事業の継続と認められるときは、個人経営時代の業歴を通算できるものとする。

ただし、この場合は新設会社の代表者又は経営責任者（当該法人の役員であること。）と同一でなければならない。

ウ 個人経営で、親子、夫婦、兄弟が前事業者の死亡、老齢、傷病等の事由により、やむを得ずその事業を引き継いで行っていると認められる場合は、前事業者の業歴を通算することができるものとする。

エ 個人経営で、前記ウに定める者以外で前事業者との人間的な結びつきが濃密であって、事業の形態が全部継承されていると認められる場合は、前事業者の業歴を通算することができるものとする。

ただし、この場合は、申込受付機関は愛知県信用保証協会と事前に協議するものとする。

オ 季節的産業又は店舗・工場等の改築及び移転、災害、疾病等により一時的に営業活動を休止している場合は、当該事業は「引続き」行われているものとみなす。

カ 「同一業種」とは、原則として日本標準産業分類（総務省編）の3ケタ分類（小分類）で同一の

分類に属する業種を基準として判断する。

キ 許認可事業については、通常許認可の時期を実績年数計算の起点とする。

ただし、建設業等のように取引額が一定限度までは許可を要せず、途中で許可営業に移行した場合は、営業開始の時点から起算する。

ク 許認可の名義人と経営名義人（納税名義人）とが相違する場合は、原則として許認可名義人と経営名義人を一致させたいうで、取り扱うものとする。

ただし、次の場合には、許認可の名義人と経営名義人が異なっても経営名義人を保証対象とすることができる。

(ア) 個人企業の場合

ア 環境衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業及び浴場業に限る。）及び酒類販売業・酒類製造業であって、許認可名義人が経営名義人と親子、夫婦、兄弟等 3 親等内の親族（内縁の夫婦を含む。(イ)の b、(イ)において同じ。）の場合

イ 前(ア)の a 記載以外の事業であって、許認可名義人が経営名義人と親子、夫婦、兄弟等 3 親等内の親族であり、かつ、当該許認可名義人を連帯保証人とする場合

(イ) 法人成り企業の場合

法人成り時には、前(ア)の a 記載の環境衛生関係の事業及び酒類販売業・酒類製造業であって、許認可名義人が法人成り前の経営者個人のままである場合

（法人の代表者が個人企業時代の経営者と親子、夫婦、兄弟等 3 親等内の親族となっている場合も同様とする。）

(ウ) 第三者が許認可等を受けていることにより、改めて、許認可等を受けなくても差し支えないものとされている場合

この場合には、許認可の名義人が第三者となっている事情を明記するものとする。

（例えば、百貨店内に出店している飲食業者のように、許認可の前提となる施設の賃貸を受けている場合）

(3) 税の滞納の意味

「税の滞納」とは、事業税等調査対象税目に係る税額が納税の猶予などの法的手段をとらずして納付されていない状態をいう。

「係争中」のものは「税の滞納」に該当する。

(4) 信用保証対象資格

次の者は、原則として信用保証協会の信用保証対象資格がない。

ア 手形の不渡処分により金融機関と取引停止中（取引停止処分日から起算して 2 年間）の者及びこれに準ずるもの（例、取引停止処分を受けた者が代表者となっている法人、取引停止処分を受けた法人の代表者等）

イ 信用保証協会の代位弁済を受け、求償権が残存している者

ウ 許認可を必要とする業種で許認可を受けていない者

5 融資条件

(1) 資金使途

資金使途は、直接事業経営に必要な設備資金（土地を含む。）及び運転資金に限る（事業の多角化に要する資金は対象とする。ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は利用できない。）。したがって、生活資金、住宅資金（店舗付住宅については店舗相当部分は融資対象となる。）、婚礼資金な

どは対象とならない。

なお、次に該当する資金は直接事業経営に必要なものであっても対象とならない。

ア 県外設備の新增設、改良、補修などに要する資金

イ 県内に事業所があっても資金経理が他県にある本店等で統一して行われている場合の運転資金

ウ 投機性を有する土地取得資金

エ 法令等に違反する設備の設置に要する資金又は法令等に違反する営業を営んでいる者(営業設備等が法令に違反している場合を含む。)に対する資金(例一都市計画法、建築基準法等に違反する場合)

## (2) 融資期間

ア 融資期間については、要綱でいずれも「以内」と定めているが、この融資制度が金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者に長期、低利の資金融資を目的としていることに鑑み、運用にあたっては、極力融資期間一杯となるよう申込者を指導すること。

特に、受付機関又は調査機関において、申込者の意に反して融資期間を短縮することは絶対に避けること。

イ 申込者の強い要請により融資期間を短縮する場合であっても、期間 3 年以内としているものは 2 年以上(ただし、貸付方法として手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引を選択する場合を除く。なお、この場合の利率は、融資期間 3 年以内の規定利率を適用する。)、5 年以内としているものは 4 年以上、7 年以内としているものは 6 年以上、10 年以内としているものは 9 年以上で取り扱うこと。

## (3) 貸付利率

ア 規定利率以外の貸付利率の取扱いはできない。

イ 融資期間内の条件変更の場合は、当初融資実行時の貸付利率を適用する。

ただし、期間を延長する場合は、当初の期限を超えた期間について、取扱金融機関の所定貸付利率を適用することもできる。

## (4) 損害金

本制度は、県及び市町村の資金を原資としてこれに取扱金融機関の協調資金を加えて「金融機関の貸出」として実施される関係上、要綱に規定した事項のほかに、取扱金融機関と本人との約定を遵守することになっているので返済が遅延した場合の損害金については、取扱金融機関の通常取引の例に従うことになる。

## (5) 返済方法

「証書貸付」における返済方法は「分割返済」とし、1 か月毎の返済で、期日返済金額(最終しわ寄せ金額)が毎回返済額の 2 倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済(ローン返済)を希望する場合は、元利均等分割返済でも取り扱うことができる。

なお、この場合は、規定金利を超えないこと。

## (6) 残高方式

要綱第 13 の残高方式とは、次のとおりである。

・通常資金の申込限度額=5,000 万円-現融資残高(通常資金+旧要綱第 10 (特別小口資金))

なお、資金計画上一体のものであるものを 2 つに分割し、又は申込先を 2 か所(名古屋市内の場合)に分けて申込みがあった場合は、一つの申込みとみなして申込金額を合算して取り扱うこととする。

## 6 申込の受付機関

制度融資の受付は、営業の実態を把握できる場所（取引、経理等を総括している場所）を中心に考えるものとする。

したがって、住所と事業所等の所在地が異なった行政区画にある場合は、通常資金及び災害復旧資金の場合、「事業所所在地」の市町村が指定する取扱金融機関が受付機関となり、小口資金の場合は「事業所所在地」の関係市町村若しくは関係市町村が指定する取扱金融機関が受付機関となる。

また、主たる事業所と従たる事業所（支所、支店、出張所等）若しくは付属営業施設（倉庫、材料置場等）が異なった行政区画にある場合は、原則として主たる事業所の所在地を基準に判断することとする。

ただし、従たる事業所又は付属営業施設のために要する資金で、その所在地の市町村が受付若しくは経由機関となる意思を有する場合はこの限りでない。

## 7 調査審査等（要綱第17）

(1) 本制度は、金融機関との取引の薄い層を対象とした融資制度であるため、金融取引に不慣れな者が申込みをすることも予想されるので、対応にあたっては相手の立場に立った親身な接遇、事務処理の迅速化等の十分な配慮を払うこと。特に減額査定等を行う場合は、その理由を明確に説明し、いやしくも減額査定等によって申込人に無用の不満を起ささせることのないように厳に注意すること。また、保証承諾の可否の審査にあたってはできる限り実態調査と重複するような審査は事務の迅速化を阻害するとともに、申込人に再度の負担を課することになるので極力避けること。

(2) 取扱金融機関が受け付けを行い、協調市町村に關係書類を送付した場合、実態調査は既に取扱金融機関が行っていることから、市町村は原則調査を行わないこととする。但し、対象業種の確認や納税状況の確認等市町村として必要と判断した場合は、調査を行うことが出来るものとする。なお、調査の結果、申込内容等の変更が必要な場合は、金融機関に通知するものとする。

(3) 取扱金融機関から關係書類の送付を受けた協調市町村は、協会に送付する際、確認送付状（様式11）を添えること。

## 8 資金使途の虚偽流用

資金使途の虚偽流用があった場合は、要綱で融資の取消をすることができる旨定めているが、具体的には関係機関と協議のうえ、期限の利益を喪失させて即時返還を求めるとか、利率、期間等の条件を取扱金融機関の通常貸出しと同一に取扱うよう変更させる等個々の事情に応じた適切な措置を講ずる必要があるが、当分の間（例えば返済が完了するまで）新規の融資を拒否することは差支えない。

個店契約用

様式1

## 覚 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、小規模企業等振興資金融資制度の運用について、次の条項により申し合わせをする。

（協調資金の預託）

第1条 甲は、小規模企業等振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく融資制度の協調資金として金 千円を次の条件で乙に預託する。

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 利率

年 パーセント

(3) 償還方法

預託期間満了の日に 市（町・村）指定金融機関において元利金を償還する。

(4) 利息の計算方法

元金×年利率×実日数（片落し）

365

（預金証書の交付）

第2条 乙は、前条の資金を甲の預金として受入れるものとし、別途甲に預金証書を交付する。

（融資枠）

第3条 乙は、この資金と別途愛知県が預託する資金を運用資金の一部として貸付することとし、その融資枠を 千円以上とする。

市（町・村）資金	県資金	計	協調倍率	融資枠

(指示及び報告)

第4条 甲は、この融資制度の運用について必要があるときは、乙に対して指示を行い、または乙から報告を徴することができる。

(協 議)

第5条 この覚書に規定する事項について疑義が生じたとき、または覚書に規定のない事項は、双方協議のうえ定めるものとする。

この申し合わせの証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲 市(町・村) 印  
市(町・村)長

乙 印

本・母店契約用

様式2

## 覚 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、小規模企業等振興資金融資制度の運用について、次の条項により申し合わせをする。

（協調資金の預託）

第1条 甲は、小規模企業等振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく融資制度の協調資金として金 千円を次の条件で乙に預託する。

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 利率

年 パーセント

(3) 償還方法

預託期間満了の日に 市（町・村）指定金融機関において元利金を償還する。

(4) 利息の計算方法

元金×年利率×実日数（片落し）

365

（預金証書の交付）

第2条 乙は、前条の資金を甲の預金として受入れるものとし、別途甲に預金証書を交付する。

（融資枠）

第3条 乙は、この資金と別途愛知県が預託する資金を運用資金の一部として貸付することとし、その融資枠を 千円以上とする。

市（町・村）資金	県資金	計	協調倍率	融資枠



(取扱店舗)

第4条 この覚書に基づく融資制度を取り扱う店舗は次のとおりとする。

店 舗 名	店 舗 名

(指示及び報告)

第5条 甲は、この融資制度の運用について必要があるときは、乙に対して指示を行い、または乙から報告を徴することができる。

(協 議)

第6条 この覚書に規定する事項について疑義が生じたとき、または覚書に規定のない事項は、双方協議のうえ定めるものとする。

この申し合わせの証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲 市(町・村)  
市(町・村)長 印

乙 印

個店契約（決済用預金）用  
様式3

覚 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、小規模企業等振興資金融資制度の運用について、次の条項により申し合わせをする。

（協調資金の預託）

第1条 甲は、小規模企業等振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく融資制度の協調資金として金 千円を決済用預金で乙に預託する。

（預金通帳の交付）

第2条 乙は、前条の資金を甲の預金として受入れるものとし、別途甲に預金通帳を交付する。

（融資枠）

第3条 乙は、この資金と別途愛知県が預託する資金を運用資金の一部として貸付することとし、その融資枠を 千円以上とする。

市（町・村）資金	県資金	計	協調倍率	融資枠

（指示及び報告）

第4条 甲は、この融資制度の運用について必要があるときは、乙に対して指示を行い、または乙から報告を徴することができる。

（協 議）

第5条 この覚書に規定する事項について疑義が生じたとき、または覚書に規定のない事項は、双方協議のうえ定めるものとする。

この申し合わせの証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲

市（町・村）  
市（町・村）長

印

乙

印

本・母店契約（決済用預金）用  
様式4

覚 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、小規模企業等振興資金融資制度の運用について、次の条項により申し合わせをする。

（協調資金の預託）

第1条 甲は、小規模企業等振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく融資制度の協調資金として金 千円を決済用預金で乙に預託する。

（預金通帳の交付）

第2条 乙は、前条の資金を甲の預金として受入れるものとし、別途甲に預金通帳を交付する。

（融資枠）

第3条 乙は、この資金と別途愛知県が預託する資金を運用資金の一部として貸付することとし、その融資枠を 千円以上とする。

市（町・村）資金	県資金	計	協調倍率	融資枠

（取扱店舗）

第4条 この覚書に基づく融資制度を取り扱う店舗は次のとおりとする。

店 舗 名	店 舗 名

（指示及び報告）

第5条 甲は、この融資制度の運用について必要があるときは、乙に対して指示を行い、または乙から報告を徴することができる。

（協 議）

第6条 この覚書に規定する事項について疑義が生じたとき、または覚書に規定のない事項は、双方協議のうえ定めるものとする。

この申し合わせの証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日  
甲

市（町・村）  
市（町・村）長

印

乙

印

様式 5

個店契約用

## 覚 書 改 訂 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、  
年 月 日付けで締結した小規模企業等振興資金融資制度の運用に関する  
覚書について、下記のとおりその一部を改訂することを協議し合意を得た。

### 記

覚書第 3 条第 2 項として、次の項を追加する。

乙は、前項の規定にかかわらず、要綱に定める融資を 支店（以下「支店」  
という。）にも行わせることができる。

なお、この場合において、前項の融資枠は、乙と 支店との融資枠の合計額と  
する。

この改訂の証として本書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各 1 通を保管する。

年 月 日

甲 市（町・村）  
市（町・村）長 印

乙 印

様式6

本・母店契約用

覚 書 改 訂 書

市（町・村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、  
年 月 日付けで締結した小規模企業等振興資金融資制度の運用に関する覚書  
について、下記のとおりその一部を改訂することを協議し合意を得た。

記

覚書第4条の取扱店舗に次の店舗を追加する。

支店

この改訂の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保管する。

年 月 日

甲

市（町・村）

市（町・村）長

印

乙

印

様式7

番 号  
年 月 日

市（町・村）長 殿

金融機関所在地

名 称

代表者名

印

## 小規模企業等振興資金融資制度取扱店舗の 追加指定について（要望）

このことについて、下記のとおり店舗を新設しますので、取扱いの指定についてよろしく  
お願いします。

記

1 店 舗 名

2 所 在 地

3 電 話

4 開店年月日

5 営業地区等

（既指定店舗との関連等）

様式8

番 号  
年 月 日

金融機関名称代表者 様

市（町・村）長名 印

## 小規模企業等振興資金融資制度取扱店舗の 追加指定について（承諾）

年 月 日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり承諾します。

については、別添覚書改訂書に押印のうえ、 月 日までに返送して下さい。

記

1 追加指定店舗名

2 条 件

- (1) 覚書改訂書の締結をする。
- (2) 取扱開始日は、 年 月 日とする。
- (3) 資金の追加預託はしない。

様式9

番 号  
年 月 日

愛知県知事 殿

愛知県信用保証協会理事長 様

市（町・村）長名

印

## 小規模企業等振興資金融資制度取扱店舗の 追加指定について（報告）

このことについて、下記のとおり指定しましたので報告します。

記

- 1 店 舗 名
- 2 所 在 地
- 3 取扱開始日

（添付書類）

- 1 要 望（写）
- 2 承 諾（写）



番 号  
年 月 日

愛知県知事 殿

市（町・村）長名 印

## 小規模企業等振興資金融資制度取扱金融機関の 新規指定について（協議）

このことについて、 から別添写しのとおり要望がありました。

本市（町・村）としては、下記理由により指定することが適当と認められるので、小規模企業等振興資金融資制度要綱第5の規定により協議します。

記

- 1 金融機関の概況
- 2 指定理由

様式 1 1

確 認 送 付 状

年 月 日

愛知県信用保証協会 御中

扱所番号

市町村名

商工担当課長

印

下記の小規模企業等振興資金（通常資金・小口資金）の申込について、信用保証依頼書等関係書類を確認したので送付します。

記

1. 申込人
2. 住 所
3. 申込金額
4. 資金使途
5. 融資期間